

鳥獣駆除 報償不正 霧島市 返還求め提訴へ

霧島市の有害鳥獣駆

除報償金の不正受給問

題で、虚偽の報告によ

る受給が疑われながら

認めていない市内の男

性に対し、市は11日ま

でに、相当額計10万8

千円の返還を求め、加

治木簡易裁判所に提訴

する方針を決めた。開

会中の市議会12月定

例会に議案を提出す

る。

市は、男性が201

3、16年、9回にわた

り同一個体を複数回使

用する方法で虚偽の交

付請求をして報償費を

受けた、としている。

市によると、男性は不

正受給を否定してい

る。

市は、これまで複数

回にわたり男性に事情

を聴き、11月中旬には

男性に対し同30日まで

に返還するよう文書で

求めた。男性が応じな

かったため、市は提訴

することにした。

市は、9月市議会の

一般質問で、「虚偽を

認めない場合は）9月

中をめどに刑事告発し

たい」と答弁していた。

（藤崎慎二）